

地域公共交通計画の策定と法定協議会の立ち上げについて

1. 地域公共交通計画について

国の定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランであり、公共交通に関する基本的な方針や対策などを地域の移動に関する関係者を集めた地域公共交通会議での協議を経て作成するものです。

また、令和2年の地域公共交通活性化再生法の改正により、地域公共交通計画の策定が地域公共交通確保維持事業による補助要件として定められました。

地域旅客運送サービス（地域交通）



【地域公共交通計画の法定の記載事項】

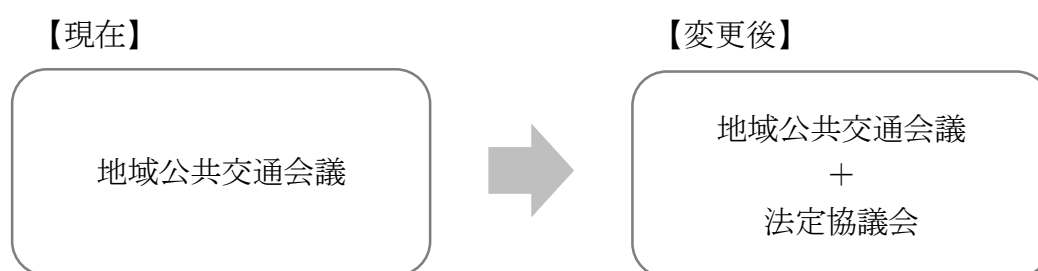
- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ 目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

2. 地域公共交通計画の策定について

瑞穂市は、公共交通の利便性が比較的高い地域であるものの、地域の移動に関する課題は多様化、複雑化しています。そのため、現状や移動ニーズなどを把握することで課題を整理し、市の目指すべき持続可能な地域公共交通のあり方を示していきたいと考えています。

3. 法定協議会の立ち上げについて（二法協議会化）

地域公共交通計画の策定にあたり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「地域公共交通法」という。）に規定される「法定協議会」において議論等を行う必要があるため、新たな規約により、「法定協議会」を設置し、既存の道路運送法に基づく「公共交通会議」の機能を兼ね備えた二法協議会とします。



- ・「瑞穂市地域公共交通会議」を「（仮）瑞穂市地域公共交通協議会」に変更予定。
- ・構成員を一部変更予定

【地域公共交通会議と法定協議会の違い】

	地域公共交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
目的	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議、地域の交通計画を作成（任意）	地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議
対象となる交通モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送	多様な交通モード
会議参加 応諾義務	なし	あり
協議結果	法律上規定なし	参加者の尊重義務あり
事業実施	行えない	行える

4. 新たに制定する規約等

- ・瑞穂市地域公共交通協議会規約（案）
- ・瑞穂市地域公共交通協議会財務規程（案）
- ・瑞穂市地域公共交通協議会事務局規程（案）
- ・瑞穂市地域公共交通協議会委員報酬及び費用弁償等に関する規程（案）

5. 今後のスケジュール（案）について

令和7年度	11月頃	第3回 瑞穂市地域公共交通会議（規約等について協議）
令和8年度		調査事業（アンケート等）、計画案の作成
令和9年度		パブリックコメント、計画、議会報告

※令和8、9年度の（仮）瑞穂市地域公共交通協議会の開催については、計画策定の進捗状況に応じて適宜開催します。